



2021年11月17日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 芳井敬一  
(コード番号：1925 東証第1部)  
問合せ先 上席執行役員 広報企画室長 中尾剛文  
(TEL：06-6342-1381)

## 建設業法に基づく監督処分について

当社は、2019年12月18日に「施工管理技士の技術検定試験における実務経験の不備について」として、一部の社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと、および、実務経験の不備があった社員の一部が現場の技術者として配置されていたことを公表しましたが、本件に関し、本日、国土交通省近畿地方整備局から、下記のとおり、建設業法第28条第1項に基づく指示処分および同条3項に基づく営業停止処分を受けました。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

当社では、2019年12月に公表した再発防止策の徹底に取り組んでまいりましたが、今般の処分を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて信頼回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. 処分の概要

##### 【建設業法第28条第1項に基づく指示処分】

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
  - ③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- (2) 前項各号について講じた措置（当社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。
- (3) 理 由 建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。

【建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令】

(1) 停止の対象となる営業の範囲

①電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

北海道、群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県の区域内。

②管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の区域内。

(2) 期 間 2021 年 12 月 2 日から 2021 年 12 月 23 日までの 22 日間

(3) 理 由 建設業法第 26 条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

2. 業績に与える影響

本件による当社の今期業績に与える影響は軽微であり、2022 年 3 月期連結業績予想の修正はありません。

以 上

| 報道関係者のお問い合わせ先 |          |                |
|---------------|----------|----------------|
| 広報企画室         | 広報グループ   | 06 (6342) 1381 |
|               | 東京広報グループ | 03 (5214) 2112 |